

佐賀東部水道企業団水質検査等業務委託 特記仕様書

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、給水栓、原水の水質検査及び水質試験室内の作業環境測定を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、佐賀東部水道企業団（以下「甲」という）が委託する「水質検査等業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約日から令和6年3月31日までとする。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所 佐賀東部水道企業団構成市町内

4 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第3 (委託業務項目)

1 給水栓及び原水水質検査（定期の水質検査）

(1) 検査項目及び検査頻度

別表「令和5年度水質検査等委託項目表」のとおり。

(2) 採水日程

別表「令和5年度水質検査等委託項目表」のとおり

(3) 採水場所

別表「令和5年度水質検査等委託項目表」のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 乙は、別表の検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(5) 試料の受け渡し及び採水

ア 水質基準項目の検査試料は原則として採水当日、北茂安浄水場において、甲の採水終了後に受け渡すものとする。クリプトスポリジウム及びダイオキシン類については、乙において採水を行う。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で定められた時間内に試験開始が可能な時間とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査項目・検査頻度および検査費用については、検査項目ごとに甲乙協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

甲が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 試料の受け渡し及び採水

ア 水質基準項目の検査試料は原則として採水当日、北茂安浄水場において、甲の採水終了後に受け渡すものとする。クリプトスポリジウム及びダイオキシン類については、乙において採水を行う。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で定められた時間内に試験開始が可能な時間とする。

3 水質検査方法等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号(最新改正を使用))、その他の項目については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 検量線

ア GC/MS、原吸、LC、UV 等を用いて分析する際の検量線の数は、4 点以上とする。

イ 検査は一連の流れで行い試料測定最後に精度確認用試料(検量線濃度範囲内の任意の調製濃度)を測定し、設定率との誤差率が原則として、無機物の場合は 10%以内、有機物の場合は 20%以内であることが確認されたものを測定結果として採用する。なお、誤差率がこの範囲に該当しない場合は、是正措置を講じた上で試料を再測定し、精度確認用試料が範囲内に収まるまで是正措置を繰り返すこと。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号(最新改正を使用))に基づき実施する。

(4) 水質検査結果の報告

ア 水質基準項目における給水栓及び原水の水質検査については、採水日から告示法に定められた期間内に完了し、一か月以内に文書により報告すること。

イ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は基準値の 1 割を超える場合は、速やかに甲に連絡する。

(5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 水質基準項目については、検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

4 水質検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

乙は、実際の作業においても、標準作業手順書に沿った記録を行う。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の廃棄

検査結果報告後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

5 作業環境測定

(1) 測定項目及び測定頻度

測定項目：N,N-ジメチルホルムアミド

測定頻度は、別表「令和5年度水質検査等委託項目表」のとおり。

(2) 測定日程

別表「令和5年度水質検査等委託項目表」のとおり。

(3) 測定場所

別表「令和5年度水質検査等委託項目表」のとおり。

(4) 測定方法

測定方法は、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針」に沿って行う。

6 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	部数	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	1	契約確定日
	従事者等届	1	契約締結後二週間以内
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	業務委託完了届	1	受託業務終了後速やかに
	請求書	1	受託業務終了後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度

	名称	部数	提出期限等
委託業務	検査項目の実施順序	1	契約締結後二週間以内
	装置等の保守点検状況	1	必要の都度
	標準作業手順書	1	必要の都度
	作業報告	1	受託報告書提出時
	水質検査結果報告書	1	水質検査終了後速やかに
	作業環境測定結果証明書	2	作業環境測定終了後速やかに

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

7 安全管理

乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

8 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。乙は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

9 担当部署

〒849-0112

佐賀県三養基郡みやき町大字江口 3986-1

佐賀東部水道企業団 浄水課 水質係

電話 0942 (89) 5676

FAX 0942 (89) 2765

令和5年度 水質検査等委託項目表

項目	非イオン界面活性剤	陰イオン界面活性剤	クリプトスポリジウム	ジアルジア	ダイオキシン類	作業環境測定
回数	22	22	6	6	3	2
5月	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	1 GE	1 GE		
8月	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	2 GE・KIG	2 GE・KIG		1 北茂安浄水場 (水質試験室内2か所)
	2 GE・KIG	2 GE・KIG				
11月	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	2 GE・KIG	2 GE・KIG	3 GE・SO・NA	
2月	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	5 KIS2・KIY1・KIY2・ SAN・MOR	1 GE	1 GE		1 北茂安浄水場 (水質試験室内2か所)

試料コード	採水地点名	試料コード	採水地点名
KIS2	神崎市千代田町	KIG	基山浄水場原水
KIY1	基山一般地区	GE	北茂安浄水場原水(取水口)
KIY2	基山宮浦地区	SO	北茂安浄水場送水
MOR	佐賀市諸富町	NA	中原調整池
SAN	佐賀市西湊		

*ダイオキシン類は焼却場が2炉稼働している時に採水する